

新潟市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第20号

新潟市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟市建築基準法施行細則（昭和48年新潟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「道路の位置」を「道路等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる指定を受けようとする者は、別記第4号様式による申請書正副に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法第42条第1項第4号の規定による道路の指定
- (2) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定

第11条第2項中「法第42条第1項第5号の規定により指定を受けた道路の位置の変更又は廃止をしようとする者」を「次の各号に掲げる指定を受けようとする者」に、「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第42条第2項の規定による幅員1.8メートル未満の道の指定
- (2) 法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下「3項指定」という。）

第11条第3項中「前2項」を「前3項」に、「道路の位置」を「道路、道又は水平距離（以下「道路又は道等」という。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第42条第1項第4号、同項第5号、同条第2項又は同条第3項の規定による指定の変更又は廃止をしようとする者は、別記第4号様式による申請書正副に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

第12条の見出し中「道路」の次に「又は道等」を加え、同条中「法第42条第1項第

5号の規定により道路の位置の指定」を「法第42条第1項第5号、同条第2項、同条第3項の規定による指定」に、「道路の位置を」を「道路又は道等の位置を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により設置した杭又は標識は、みだりにこれを移動してはならない。

第13条中「市長が指定する道」を「市長が指定する道（以下「2項道路」という。）」に、「次条」を「第11条第2項」に改める。

第14条を次のように改める。

（公共事業の施行区域内等における指定道路の廃止）

第14条 市長は、道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定による供用開始がなされた道路（幅員が4メートル以上のものに限る。以下「1号道路」という。）の区域内に存在する法第42条第1項第4号の規定により指定された道路（以下「4号道路」という。）及び法第42条第1項第5号の規定により位置を指定された道路（以下「5号道路」という。）については、当該区域内に存在する部分に限り、第11条第3項の規定にかかわらず、廃止することができる。

2 市長は、1号道路の区域内に存在する2項道路又は3項指定を受けた道路（以下「3項指定道路」という。）で、当該区域内にその全部が存在するものについては、第11条第3項の規定にかかわらず、廃止することができる。

3 市長は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区の区域内又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による開発許可を受けた開発区域内に存在する4号道路、5号道路、2項道路又は3項指定道路（以下「指定道路」という。）で、特に残存する必要がないと認めるものについては、第11条第3項の規定にかかわらず、廃止することができる。

4 市長は、形態のない指定道路の全部又は一部で、特に残存する必要がないもののうち、第11条第3項の規定による申請によりがたいと認めるものについては、廃止することができる。

5 市長は、第1項から前項までの規定により指定道路の全部又は一部を廃止した場合には、その旨を公告するものとする。

第15条の3中「（昭和43年法律第100号）」を削る。

第21条中「書類」の次に「及び指定道路の指定部分を示す図面」を加え、「概要書等」というを「概要書等」と総称するに改める。

第22条の見出し中「閲覧」の次に「又は写し」を加え、同条中「（写しの交付を含む。以下同じ。）」を削り、「する者」の次に「又は写しの交付を受けようとする者」を加え、「別記第10号様式」を「物件を特定し、別記第10号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の写しの交付の申請があった場合、概要書等の写し又はその電子データを交付する。

第24条に次の1号を加える。

(4) 概要書等を撮影し、若しくは複写し、又はそのおそれがあると認められる者

第25条第1項中「（法第42条第1項第5号、同条第2項及び同条第3項の規定による指定道路をいう。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「書類」の次に「又はその電子データ」を加え、同項第4号中「法第42条第1項第5号の規定によるもの」を「4号道路又は5号道路」に改め、同項第5号中「法第42条第2項又は第3項の規定によるもの」を「2項道路又は3項指定道路」に改める。

別記第4号様式正本中「、第14条」を削り、「第 条第2項」を「第 条第 項」に、「図面」を「図書」に、「図面製作者」を「図面作成者」に改める。

別記第4号様式副本中「、第14条」を削り、「図面製作者」を「図面作成者」に改める。

別記第5号様式正本中「第14条関係」を「第11条関係」に、「第42条第2項及び第3項」を「第42条第2項・第3項」に改める。

別記第5号様式副本中「第14条関係」を「第11条関係」に改める。

別記第10号様式中「指定道路に関する図面」を「指定道路の指定部分を示す図面」に、

<input type="checkbox"/> 法第42条 第2項	<input type="checkbox"/> 法第42条第1項第5号 指定日： 年 月 日	<input type="checkbox"/> 法第42条第3項 指定番号： 号
---------------------------------------	--	--

を

<input type="checkbox"/> 法42条2項	<input type="checkbox"/> 法42条1項4号	<input type="checkbox"/> 法42条1項5号	<input type="checkbox"/> 法42条3項 指定日： 年 月 日	指定番号： 号
---------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---	---------

に改める。

別記第14号様式中

道路位置の 指定・変更・廃止済 証明書 を

道路の 指定・変更・廃止済 証明書 に、

「第42条第1項第5号」を「第42条第1項第 号」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日
- (2) 第21条の改正規定、第22条の改正規定、第24条に次の1号を加える改正規定及び第25条の改正規定（第3項中「書類」の次に「又はその電子データ」を加える部分に限る。） 令和8年10月1日